

令和3年度石川県男女共同参画審議会（令和4年3月14日）発言概要

○開会挨拶

（酒井県民文化スポーツ部長）

本日は年度末の大変お忙しい中、当審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。平素より本県の男女共同参画施策の推進にご理解とご協力を賜っております。厚くお礼申し上げたいと思います。

本格的な人口減少時代を迎えた中、社会の活力を維持していくためには、一人ひとりがその個性に応じた多様な能力を発揮できる社会の構築が重要であり、女性の力を最大限に発揮していくことが必要不可欠と考えております。

こうした女性の活躍推進には、仕事と生活が両立できる環境を整備することが重要であり、本県では全国に先駆けて、ワークライフバランスや保育サービスの充実に取り組んでまいりました。また、男女共同参画の具体的な取り組みを宣言した企業を認定する「いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定制度」というものを設けておりまして、さらにこの中に、女性の管理職比率や育児休業の取得率などの具体的な数値目標の設定を認定要件とした「女性活躍加速化クラス」を設け、より実行性の高い取り組みを促すことにより、企業における女性活躍の推進にも取り組んでいるところであります。

また、男女がトモに活躍するということを顕しました「トモ活」という本県独自の新しいキーワードのもと、様々な場面、性別、年代を通じた幅広い層への意識の啓発にも取り組んでいるところであります。

昨年度、審議会の皆様にご審議いただいた、「いしかわ男女共同参画プラン2021」に基づきまして、今年度は、プラン策定後の初年度ということで、様々な新しい施策を進めているところであります。

本日は、こうした県の取り組みについて、ご報告させていただきます。委員の皆様方には、忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げます。私からの挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○新委員の紹介等

（大滝男女共同参画課参事）

お手元に委員名簿、座席表と参考資料を置かせていただいております。恐れいたします、委員名簿をご覧ください。

本来ならば、ここで、全委員の皆様をご紹介すべきでございますが、本年度、新たに委員に就任され、本日まで出席されている方をご紹介させていただきます。

日本労働組合総連合会石川県連合会の小水康史委員です。

(大滝男女共同参画課参事)

石川県人権擁護委員連合会の作田司委員です。

(作田委員)

よろしく申し上げます。

(大滝男女共同参画課参事)

石川県農業協同組合中央会の宮崎禮子委員です。

(宮崎委員)

よろしくお願ひいたします。

(大滝男女共同参画課参事)

以上の3名の方です。

なお、石川県PTA連合会の浦木恵委員と、石川県小中学校長会の佐南谷弥生委員も新たに就任されましたが、本日は欠席です。

本日は浦木委員、越野委員、佐南谷委員、能木場委員の4名が欠席され、委員20名中16名の出席をいただいております。

それでは、議題に移ります。ここからの進行は、八重澤会長にお願いいたします。

○議事進行

(八重澤会長)

それでは、報告事項1の「令和3年度男女共同参画の推進状況」につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○報告事項(1) 令和3年度男女共同参画の推進状況について

(加美男女共同参画課長)

男女共同参画課の加美でございます。着座にて説明をさせていただきます。

私のほうから、資料1に基づきまして、男女共同参画の推進状況をご説明し、その中で、DVや性暴力の相談の状況等につきましては、女性相談支援センターの福村所長からご説明をいたします。資料1の説明後、引き続き、資料2について、私のほうからご説明させていただき予定でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料1の報告書に基づきましてご説明いたします。1ページをお開きください。男女共同参画社会を推進するための拠り所となる、石川県男女共同参画推進条例の概要でございます。

次に2ページをお開きください。

「いしかわ男女共同参画プラン2021」の概要でございます。

冒頭に記載しておりますとおり、県では、男性も女性もすべての個人が互いに人権を尊

重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画計画、プランを策定しており、現在は昨年3月に策定した「いしかわ男女共同参画プラン2021」の、上から3つめの囲みに記載してあります、3つの基本目標に基づき、施策を推進しております。

次に、5ページをお開きください。

【第1部 本県の男女共同参画の推進状況】でございますが、ここでは、今ほどのプランの3つの基本目標ごとに推進状況をまとめております。

6ページをお開きください。

まず、基本目標I【あらゆる分野における女性の活躍推進】についてでございます。

中ほどの「2 石川県各種審議会等への女性の登用状況」でございます。県の審議会等における女性委員の割合は、令和3年6月現在、43.4%となっております。県では、令和12年度末までに女性委員の割合を50%とする数値目標を掲げており、この達成に向けて女性登用促進の取り組みを強化しております。

7ページをご覧ください。

「3 管理職に占める女性の割合」でございますが、本県の管理職に占める女性の割合は、増加傾向にあるものの全国より低く、14.7%となっております。

次に、9ページをご覧ください。

「6 女性の就業」の「(1) 年齢階級別労働力率及び雇用形態別雇用者数等」でございます。年齢階級別労働力率は、女性は結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多く、グラフで表しますと、30歳台を底とする、いわゆるM字カーブを描いていますが、本県の女性の状況をみると、全国に比べてM字のくぼみは小さくなっております。

10ページをご覧ください。

中ほどの、「(2) 職場における平等感」でございます。県では「男女共同参画に関する県民意識調査」を5年に一度実施しており、直近では、令和2年度に実施しております。県民意識調査によりますと、「平等である」と回答した人が最も多いのは「教育や研修制度」、最も少ないのは「昇進・昇格」となっております。

11ページをご覧ください。

「(3) 女性が働き続ける上での障害」でございます。県民意識調査では、男女とも「家事・育児・介護などにおける家庭内の相互の協力が十分でないこと」と回答した人が最も多く、次いで「結婚や出産の際退職しなければならない慣行が今でも残っていること」が多くなっております。

続いて、「7 仕事と生活の調和」の「(1) 男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと」でございます。県民意識調査では、男女とも「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくり」と回答した人が最も多く、次いで「労働時間の短縮や休暇制度の充実」が多くなっております。

続いて、12ページの上、「(2) 育児休業の取得状況」ですが、本県の育児休業取得率は、女性は90.9%で全国平均を上回っているものの、男性は4.0%で、全国平均を下回っております。

次に13ページをご覧ください。

基本目標Ⅱ【安全・安心な暮らしの実現】でございます。

まず、「1 配偶者等からの暴力の状況」の「(1) 配偶者からの被害経験の有無」でございます。13ページ中ほどの、右側の図をご覧ください。県民意識調査では、配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれかの被害を受けたことが「あった」と答えた人は、令和2年度で「女性」が35.8%、「男性」が24.6%となっております。

続きまして、「(2) 交際相手からの被害経験の有無」では、交際相手からの被害経験が「あった」と答えた人は、令和2年度で「女性」が15.4%、「男性」が9.2%となっております。

次に、14ページをお開きください。

下段の「2 DVに関する相談及び一時保護件数の推移」でございます。県内の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた令和2年度の相談件数は、表の右側に記載のとおり1,803件と、若干増加傾向となっており、また、県の女性相談支援センターにおけるDV被害者の一時保護件数は35件となっております。

次に15ページの下段をご覧ください。

「3 性暴力被害に関する状況」の「(2) 性暴力被害の相談の状況」でございます。平成29年10月に開設した、いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」の令和2年度の相談件数は414件でした。

ここで、相談現場における状況につきまして、女性相談支援センターの福村所長からご説明をさせていただきます。

(福村女性相談支援センター所長)

女性相談支援センターの福村でございます。日頃から、各方面の皆様から、いろいろご協力をいただいております。本当に感謝を申し上げたいと思います。

それでは、着座にてご説明をさせていただきます。

まず、女性相談支援センターの女性相談、DVの相談についてですけれども、当所における来所による相談件数は、例年、1年間で500件を越えるような相談で推移をしてきました。しかし、ここ2年ほどは600件を越えております。令和2年度では、全ての相談が641件、そのうちDVの相談が399件と60%を越えるような状況となっております。DV以外の相談については、精神的な問題とか離婚問題とか、このような問題でご相談に来られます。ご相談においでる相談者の年齢ですけれども、30代が35%と一番多く、40代で29%、20代で16%というふうに続いております。

そして当センターにおいては、一時保護をする機能があります。DVや家族間トラブル等で家を出たけれども居所に困っているなど、本人の安全確保や保護が必要と認められるものについては、同伴児童も含めて一時保護の支援を行っています。また一時保護中の女性のうち、長期にわたって生活指導等を行う必要があると認められる場合は、本人の申請により婦人保護施設への入所による支援を行っています。一時保護の状況ですけれども、

過去5年を見ますと、40人～60人程の保護の件数がありました。令和2年度については、一時保護が54件で、先ほど課長から報告があったように、そのうちDVで一時保護したものが35件となっております。一時保護した後ですけれど、ご本人は実家への帰郷、あるいはご自宅に帰られる方、あるいはアパートを借りて自立して生活させる方もおいでになりました。

このようなDV相談を受ける中で感じることですけれども、「これってDVですか」と相談者自身が被害者であることがわからなくなって、当所の相談の中でDVと認識されたり、DVが恐くて一歩が踏み出せない、あるいは離婚に向けて行動した後の不安を感じている、というような相談者も多いように感じております。その他、全国的な傾向でもありますが、若年女性の支援の難しさ、高齢女性の対応の難しさ、DV加害者、被害者双方が精神的な病気とか知的な障害を抱えているケースへの対応の難しさ、それと核家族になっている影響もあるので、親族との関係が希薄だったりすることで、十分に支援に繋がらないようなケースもあって、今後の課題であるというふうに感じているところです。

次に、性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」についてご説明をいたします。29年10月に開設されたいしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」ですけれども、令和2年度の相談件数については、これも先ほど課長の説明にありましたように、414件で、前年度から23件増えているという状況です。相談の傾向といたしましては、身近で面識のある者からの被害が大半を占め、割合とすれば76%くらいということになっています。全国的な傾向でも同じような特徴が見られております。

また、昨年度と同様、被害者の年代別では、未成年及び20歳台の若年層が非常に多く、半数を若年層が占めているという状況です。これらのことから性暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもならないようにするために、早い段階から意識啓発活動が必要であるということで、この性暴力についての知識や理解を深めるために、中学校を含め大学まで、幅広く年齢等に応じた内容の出前講座を実施しているところです。

若い人たちが直接センターに電話で相談したり、来所して相談することはとてもハードルが高いことではないかと考えておりました。若い人たちが相談しやすいツールとして、SNSを使った相談が有効ではないかと考えて、令和3年度の4月から、本格的にメール相談の運用を開始したところです。

以上で、女性相談支援センターの相談状況の説明を終わります。

(加美男女共同参画課長)

それでは資料に戻りまして、17ページをご覧ください。

基本目標Ⅲ【男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実】でございます。

「1 男女の地位の平等感」につきまして、上の図表をご覧ください。「社会全体」で、男女の地位が「平等である」と考える人は、女性が7.5%、男性が16.8%となっております。

次に18ページをご覧ください。

「2 男は仕事、女は家庭 についての考え方」でございます。図表の右端に記載して

ある、賛成である、賛成しない、のそれぞれの計をご覧ください。下の経年比較の図表では、令和2年度は「賛成である」が18.5%と、平成27年度よりも7.1ポイントの減少、「賛成しない」が46.2%と、平成27年度よりも7.8ポイントの増加となっております。

それでは、23ページをお開きください。

【第2部 本県の男女共同参画の推進に関する施策の状況】でございます。

次の24ページから26ページにかけては、男女共同参画プランに掲げた3つの基本目標に基づく施策の体系図を記載しております。

27ページをご覧ください。

3つの基本目標ごとの数値目標とその現状でございます。

次の28ページから36ページまでは、「施策体系別事業一覧」でございます。男女共同参画プランの推進にかかる県の施策を、基本目標ごとに整理し記載しております。

このうち、今年度の男女共同参画課の主な事業につきましては、のちほどご説明させていただきます。

37ページをご覧ください。

【第3部 市町における男女共同参画の推進状況】でございます。

39ページをお開きください。

下の表は、市町における「苦情処理体制、審議会等における女性委員の状況」について記載しております。審議会等の女性委員の比率は右端に記載されておりますが、市町全体では一番下に記載されているとおり29.6%となっており、5年前の平成28年と比較して1.7ポイント増加しています。

40ページをお開きください。

上の表は、市町議会議員、管理職の在職状況でございます。管理職の女性の比率は中ほどに記載されておりますが、市町全体では一番下に記載されているとおり23.1%となっております。5年前の平成28年と比較して5.1ポイント増加しています。

続きまして、下の表は「公民館長、小・中学校PTA会長、自治会長の状況」でございます。たとえば、右端に記載の「自治会長」をみますと、女性比率は一番下に記載してありますとおり、3.0%という状況で、5年前の平成28年と比較して0.8ポイント増加しています。資料1の説明は以上でございます。

続きまして、今年度の主な事業について、ご説明させていただきます。

お手元の「資料2 いしかわ男女共同参画プラン2021に基づく主な事業」をご覧ください。

プランの3つの基本目標ごとに取組の方向性と主な事業を記載しております。青色文字の事業は今年度新たに取り組んだものを示しております。

まず、左の基本目標1「あらゆる分野における女性の活躍推進」では「働く女性の活躍推進」に向けて企業の意識改革や女性の人材育成に取り組んできました。

真ん中の基本目標2「安全・安心な暮らしの実現」では「女性等に対する暴力の根絶」に取り組むこととしており、特に若年層の性暴力被害への対応の充実に図りました。

右の基本目標Ⅲ「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実」では「幅広い層への意識啓発」をさらに進めるため、女性だけではなく「男女が共に活躍する」という意味を込めた「トモ活」という言葉を本県独自の新しいキーワードとして、事業を一体的に展開してまいりました。

2ページをご覧ください。今年度の取組について、順にご説明いたします。

まず、「働く女性の活躍推進」についてでございます。

「いしかわ男女共同参画推進宣言企業 女性活躍加速化クラス」認定制度でございます。女性活躍加速化クラスは、男女共同参画の自主的な取組を宣言した企業を認定する制度に、ワンランク上のクラスとして平成30年度に設けたもので、女性の採用・登用や、ワークライフバランスの推進などについての具体的な数値目標の設定を認定要件とすることで、企業における女性活躍に向けた取り組みをさらに前進させることとしております。

その次の「企業へのアドバイザー派遣」ですが、今年度から新たに、認定企業の目標達成の後押しとして、社会保険労務士などをアドバイザーとして派遣しております

そのほか、認定企業数を増やすため、経営者等を対象に「企業における女性活躍推進セミナー」を開催したほか、「女性活躍推進実践講座」として、人事担当者を対象とした「数値目標設定研修」、「事例検討会」を開催しました。加えて、企業全体に女性活躍推進を波及させるため、「女性活躍推進取組事例集」を作成しております。本日お手元に配布しております。

一番下ですが、女性の人材育成を後押しするため、今年度新たに管理職を対象とした研修を追加し、管理職から若手女性社員までを対象とした研修を記載のとおり開催いたしました。

3ページをご覧ください。「女性等に対する暴力の根絶」に関する事業です。

まず「パープルサポートいしかわ」についてです。性暴力被害のワンストップ支援センターであります「パープルサポートいしかわ」を平成29年10月に開設し、これまで被害者支援に取り組んできたところでありますが、今年度から相談の心理的ハードルを下げるため、メール相談を開始しました。

その下ですが、新たに中学生を対象に、より良い人間関係の築き方や被害にあった際の対応、相談窓口などについての出前講座を実施するほか、「学生向け性暴力対策啓発キャンペーン」では、生活環境が大きく変わる4月を中心に大学生などを対象とした講座の実施や大学構内にパープルリボンツリーの設置を行いました。

次に、高校生等を対象とした「若年層向けDV予防啓発セミナー」です。今年度は県内高校・大学の15校で実施しました。

また、住民に身近な相談窓口である、市町の相談窓口職員などの相談体制を強化するため、事例検討などを交え幅広いスキルの向上を図る「DV相談員等対応力向上研修」のほか、今年度、被害者への適切な支援ができるよう「DV被害者支援等の手引き」を改定したところです。

一番下の「いしかわパープルリボンキャンペーン」の実施につきましては、DVや性暴力を許さないという意識を社会全体で醸成するため、市町や各種団体と協力し、11月に

一斉啓発活動を実施したものです。

4 ページをお開きください。「幅広い層への意識啓発」です。

「いしかわトモ活川柳・エピソードコンテストの実施」では、性別にとらわれず、家庭での男女共同参画をすすめるため、川柳やエピソードを募集したところ、1, 038 作品とたくさんの応募をいただきました。

また、家事に関するアイデアなどを掲載し、夫婦で家事分担などを宣言するリーフレットを企業で働く方々などに配布しました。

次に「中高生向けトモ活ライフキャリア啓発冊子等の作成・配布」です。子ども達が自分の将来を展望し、展望した将来に向けて準備をしたり情報を得ることはとても大事なことと考えておりました。今年度新たに、中高生が性別にとらわれず自分らしい生き方や働き方、自身のキャリアを考えるため、中学生向けとして、将来起こりうる出来事を疑似体験する双六ゲームを、高校生向けに、ライフイベントに関してデータやコラムを交えた啓発冊子を作成しました。今月中に県内の学校へ配布することとしております。皆様のお手元には未定稿ではありますが、中学生向けのすごろくゲームを配布しております。A3 でカラーで青いバックになっているものです。

その下の「いしかわ男女共同参画推進功労者知事表彰の創設」では、新たに、多年にわたって男女共同参画社会づくりの推進に寄与し、顕著な功績のある団体及び個人を表彰する制度を設け、初回となる今年度は2 団体12 個人を表彰しました。

その下の「その他」の欄をご覧ください。「幅広い層への意識啓発」としまして、さまざまな啓発活動を行っております。

また、今ほどご説明した資料やお手元の配布資料のうち、「性暴力被害相談・啓発リーフレット」、「Let's Try トモ活リーフレット」、「中高生向けトモ活ライフキャリア啓発すごろくや啓発冊子」、そして啓発誌「男女が共に活躍できる石川へ」につきましては、作成にあたりましては、八重澤会長に監修いただきました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

以上をもちまして、主な事業の説明を終了いたします。引き続きこれからも、しっかりと事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○質疑

(八重澤会長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問などありましたら発言をお願いします。冊子の方でもよろしいですね。どなたか、気付かれたことがありましたら宜しくお願い致します。

そうしましたら今、皆さん考えていらっしゃるから、私のほうから、教えてください。10 ページになりますが、男女の給与格差がありますね。今まで男女の格差がずっと今まで上昇を続けていたんですが、格差が女性の給与格差が下がっているのはコロナと関係あるんですかね。

(加美男女共同参画課長)

すみません。全国平均は上がっている中、石川県が下がっているという状況で、コロナとの関係もあるかもしれませんが、正確なところはわかりません。

(八重澤会長)

なんでですかね。折角上がっていたのに。

(中村委員)

私も八重澤会長が疑問に思われた点に関してなんですけれども、恐らくコロナの影響があるのかなと私は思っております。女性は非正規の職員・従業員が多いので、やはりコロナで営業自体が短縮する時に、いちばん最初に切られていくのが非正規という事からすると、そういう事が影響しているのかなと思います。その事を考えながら思ったんですけれども、今女性の管理職を増やそうという事で色々工夫をしているところなんですけれども、賃金格差を無くしたり女性の管理職を増やしていくためには、やはり女性の正社員を増やしていくということが必要なのかなと感じました。もちろんご家庭や個人個人でどういう働き方をするかということは違ってくるので、全て正社員にするのがいいかというのは別の話だと思うんですけれども、正社員になれない、なりたくてもなれないということがあるとすれば、その原因はなんなのか、そこをどう改善していったらいいのかということ、もう少し考えていく必要があると感じました。

すみません。ついでに、あと2点なのですが、11ページの所に男性と女性とで色々な障害とか両立のために必要なことの意識調査をされているんですけれども、やはり男性が思っている事と女性が思っている事の開きがかなりあるので、このあたりどうして違いがあるのかとか、やはり理解し合うという所からスタートすることがあると思いますので、そういった部分の啓発、なぜ差が出てくるのかそういったあたりも少し考えていく必要があるのかなと感じました。以上が、感想です。

あと一つはご質問ですが、令和3年度からメールでの相談事業を支援センターで始められたという事なのですが、実施状況としてどんな様子なのか教えていただければと思います。

(八重澤会長)

メールで相談を実施されているというところで、いかがでしょう。

(福村女性相談支援センター所長)

令和3年度から本格実施という事で、まだきちんと統計の整理が出来ていない所もありますけれども件数とすれば20件を超えるメール相談がありましたし、そこから実際の面接相談に繋がっていったというようなところもあります。やはり性暴力被害については、少しでもアンテナを高く発見し、対応をしてあげることも大切だと思いますので、1件でも2件でも繋がっていくことは必要な事だという風に感じております。

(浅野委員)

今、八重沢先生と中村先生のお話の中でやはり基本的に解決されていないものが何年もずっと羅列してある物は全く解決されていないなと思ったんです。当社は300人近い社員がおりますけれど女性がそのうち65%、女性の管理職が33%おります。だけど33%の女性が管理職をやって頂けるのは何かというと家庭の問題なんですね。というのは親と一緒に同居しているとか自分のキャリアをもっと生かしたいとか。多くのパートさん、非正規でできられるという話がよくでます。違うんですよ。結局その人たちは働きたくても、保育所にまだ入れていない。石川県は保育所は100%と報道されていますけれども、わが社の社員は順番待ちでなかなか入れない。1年半待ってましたよ。やっと今年、優秀なパートさんが再就職で入っていただいたけれど、やはり子どもが早く帰ってくるから正社員にはなれない。当社は正社員になるように全部教育していますけど、やっぱり家庭の問題が根本的な原因でその基礎のところをきちっと石川県でやらないと、いつまでたってもこんな状態では解決しない。非正規から切られる話ばかりが何年ここで話しているのかしら、まだ相変わらずこの話かなってちょっと久しぶりに出てきてさみしい思いをいたしました。ある程度、子どもの事は、その基本的なことを解決してあげたらいいと思います。

前も一回言ったことがあると思いますが、立地のいい駅前周辺に保育所を県で建てて、親が迎えに来るまでそこで預かってやってあげたりとかね。そういう基本的ことを解決してあげれば、親も子どもも安心して生活できる。

国でやっている扶養家族手当、私どもの女性社員の半分は上にチャレンジしない上がりたくないというのは扶養家族手当がまだあるからです。やっぱりそれがあるから主人が上がるなというとか、条件がいろいろなんですよ。その条件を満たしてやれば、私は、女性管理職はすごく増えてくると思います。

資料を見たら人材育成プログラムを見ると、キャリアデザイン研修のところでも中堅女性の受講生が28名もいらっしゃるんですね。ということはやはり、自分のロールモデルを目指すという意識の高い女性たちがちゃんといらっしゃるんだなって、キャリアビジョンを描く、こんなことを思えば、やはり皆、上に上がりたいんですよ。自分の意識を上げたって思っているけれども、何か条件でやれないということですので、そろそろ私は基本をきちっと話し合うべきじゃないかなと。

それともう1つ、DVとかの相談をSNSを通じてやりましょうという話が出ていたけれど、このSNSを本当に簡単に利用して、その子たちの秘密を守っていけるのかという点その対策をしっかりしないと気になるなとそんな風に思います。このSNSを使うというのはそんなに簡単ではないと思いますがいかがですかね。

(八重沢会長)

今、いくつかの根本的な問題が出されたのですが、一番答えやすいところから、SNSの守秘義務の問題だとか、その取扱で何か工夫をしていらっしゃるのか、そのことについてまず教えていただければ。それでよろしいですか。

(福村女性相談支援センター所長)

はい、現在対応しているのが、本当にメールの相談というところだけなんです。そのメールについては、入ってくる場所は1本しかありませんので、そこできちんと管理をされているというところなんです。外部に情報が漏れないような形で、メール相談を受けさせていただいているというところになります。

(八重澤会長)

よろしいですか。ではちょっとだけ心配なことで、メール相談で、真偽の程、つまりメール自体が文章力を必要としますから、かなりカウンセラー、受け取る方が、対面よりは少ない情報の中での難しさがあるかなと思うんですね。例えば対面ですと、もう少し様々な情報を私たちは得て、これは嘘を言っているとか、これはこうだとかあると思うんですが、恐らく中村委員も浅野委員も同じような心配、ただし、さっきおっしゃったことは、メールでまず半歩くらい出て、その後で必要なものは呼ぶとおっしゃいましたよね。だから二段階でなんとかされているのかなという風には思ったのですが、もう少しなにか付け加えることがあればお願いします。

(福村女性相談支援センター所長)

まさに、やり方とすれば、今先生が言われたようなやり方になります。まず、なんとか直接会ってお話しできるような状況を作りたいというのが、私たちの思いなので。ただ、なかなか性暴力の被害ということになると、相談しにくい部分を、少しでもハードルを下げて、きっかけ作りから入って、最終的には直接お会いして、この相談者には何が必要なのか、今どういう対応、支援に入ってあげたらいいのか等を考えるようにはしています。

(早川委員)

暴力がどれくらいの程度なのか、それが法に触れるのか、守ってあげる時には弁護士さんや医師など、いろんなプロが警察に入る必要があると思います。そういうシステムは石川県にできあがっているのでしょうか。例えばSNSでアプローチができました。次の段階にいったらいろんなプロが関わらないと、事件は解決しない。もちろん事件の重さにもよるのでしょうか。そういうシステムができていたら、プロ集団が解決に向けて、他の方々を指示できます。そのようなセンターがあって、プロもボランティアとも関わって、保護する場所の確保などの図式になっている。そんなシステムがあれば、守秘義務を守りながら解決していく手立て、それぞれの分野のプロ集団がどうしても必要だと思います。そういうシステムがありますか。

(八重澤会長)

どなたでもいいんですが、相談の流れ図ですね。それに専門家が入ってくるような流れ図。ここには提示されていないと思いますけど、そのことについて、もしよろしかったら教えてください。

(福村女性相談支援センター所長)

はい、まず、そういう意味でも、この性暴力被害者支援センターというのは、女性相談支援センターの中に、機能を付設しているということになります。ですので、専門の福祉職が対応しますし、心理カウンセラーもおります。

それと、関係機関との連携については、現在、産婦人科医会と警察と金沢弁護士会と協定を結んでおります。その辺はお話を聞きながら、いろんな機関の支援が受けられる、あとはご本人の気持ちにもよりますけれども、そういうような体制は出来ています。

それと、一旦やっぱり生活の場所から離れてということであれば、女性相談支援センターの中にそういうような機能もありますので、そういう機能も使って、ご本人に一番適切な対応が出来るように工夫をしているところです。

(久保委員)

先ほどのSNSという話で、今、「パープルサポートいしかわ」にアクセスしましたら、HPから直接メッセージを送るようになっていました。そこでちょっと気になったのが、相談のためには、メールアドレスの入力が必須になっていることです。今、メールアドレスを使わない人は増えているのではないかと思います。政府も後押ししているし、自分もそうしているから気づいたのですが、携帯料金を安く提供している業者と契約すると、これまで携帯電話会社が提供していたいわゆる「キャリアメール」がなくなります。他のサービスでアドレスを作る必要がありますけど、メールを普段使わないという人は学生など若い人には多いのではないかと思います。また、高齢の方も同様かもしれません。アドレスを変わず使っているとしても、長いアドレスを設定している場合などは、入力に手間がかかってしまうこともあるので避けたいと思うかもしれない。ほんの少しの煩わしさでも、困っている人たちが相談することを妨げたり、先延ばしにさせてしまうという可能性も考えられます。

県としては、SNSの積極的活用を目指しているのだと思いますが、それは相談をしやすくするという目的に大変適っていると思いますので、是非推進してほしいと思います。このような業務においては、プライバシーの問題が、どのように取り扱われるかはとても大切ですが、「メールアドレスが必要」とするよりは、県が対応可能なSNSのID活用などをさらに考慮していただけると、相談窓口の利用しやすさが向上するかもしれません。「パープルサポートいしかわ」HPには、相談の際に電話番号を入れる欄があります。それだけでも相談者には連絡ができますが、音声ではなく短い文章でのやりとりの方が、より目的に合うことも十分考えられます。プライバシーの保護と相談内容の真偽性の問題、それらと石川県が広げてきた相談しやすさに向けてのこれまでの努力は、すべてきちんと並立できると思います。どうかそのような視点も考慮していただけますよう、よろしくお願いいたします。

(八重澤会長)

どうぞ参考にされてください。テクニックの問題にもなってきます。

(中村委員)

先ほど早川委員から性暴力についての係わりのシステムの質問があったんですが、DV関係で私が関わっている印象から言いますと、石川県の女性相談支援センターに行きさえすれば、その先は相談員が付き添って、警察にも行くし、裁判所の保護命令のお手伝いもしてくれるし、代理人の弁護士のところにも来てくれると。そういうイメージを私は持っているのですが、何とか支援センターにたどり着く。そういうところさえやっていただければ、DV関連についてはかなりできているんじゃないかなと思っています。

(八重澤会長)

ありがとうございます。早川委員のことで、さきほどのご心配、たぶんここには提示されていないんですけど、今改訂中の手引きがあるんですね。もし必要でしたら、もうほとんどできているんですけど、性暴力からどういうふうに対策をするかという流れが全部書かれているのが、今ありますので、もし早くもらいたければ、取り扱い注意でちょっとだけ見せていただくことは可能だと思います。

(浅野委員)

私が一番気になっているのが性暴力を受けた若い子なんですよ。例えば中学生で性暴力にあって妊娠したとか。本当にこういう子が県に電話してくるかしたら。私がある団体で久藤さんとこの娘さんにも入っていただいているんですが、日本女性財団っていつてフェムシップドクターばかり、全国に集めて活動しています。この間も事件がありましたね。中学生で子供を妊娠したけど誰にも相談できず、そのまま出産し放置したら殺人者と呼ばれる。一番かわいそうなのはその中学生です。妊娠させられた、DVを受けたという相談をしても、帰ったらまたやられてDVを受けていつまでも解決できないのは、性暴力なんですよ。全てね。そういう人たちが助けを求める場合、石川県で女性のドクターを指定して、そこに相談すれば安心です。普段は産婦人科の先生の仕事ちゃんとしていますよ。それは私たちの財団から、お金を出して寄付して一生懸命先生方の面倒見てるんですけど、本当に大変です、企業から寄付金を募ることが。それでそこへ電話をかけてくるんですよ。妊娠したって、どうしたらいいでしょうって。相談者のための窓口を15名で全国にいくつも設けています。その窓口で電話で相談をすれば子どもを産んでからの生活の面倒もアドバイスできる。相手が先生だから皆さん安心して色々な相談ができるんですよ。皆さんが取り組んでいる県のことは決して悪いことではないけれど、私がもし子どもの時に、そういう目にあったら、じゃどこへ言おうかしら。絶対、県には相談しにいかないと思うんです。ですが窓口がお医者さんとか弁護士さんだと安心なんですよ。だからそういう人たちをきちんとした形で指定して石川県がより早く全国に先駆けてこういう取り組みをしたこと、石川県の素早い対応もいいと思います。

それから女性管理職のクオータ制を経団連の役員時、私が提言しました。県も行政も含めてやはりクオータ制導入は必要ですね。女性管理職を増やしていくためです。そしてその人たちが社会に出ていただいて子どもを産んでいただく。そうするとこういう問題って

どんどん解決していきと思うんです。この辺のところを解決していけばいいかなと。ぜひフェムシップドクターみたいに何人かの弁護士さんや女医さんを指定してそれを行政で面倒を見ていただきたいと思います。気楽に電話を掛けるところを指定できたら、支援センターより心配なく掛けられるのではないかなと思います。

(八重澤会長)

切実に若い人に対する溢れる思いや、県に対しての女性のリーダーに対しての思いを聞かせていただきました。多分ここにはまだ出てこないんですが、若い人をバックアップして、性暴力被害の支援につながるようなシステム作りは、今検討していると思っております。それと男女共同参画の進捗状況についてですが、浅野委員から、最初非常に根本的なご意見をいただきました。これは石川県の問題と言うよりは、日本全国、全体の問題なんです。それに対して恐らくは、コロナウイルスに、今360度突っ込んでいる状況なんですよ。ですから、何かそうしたことで、あの担当部局の方で何かご意見ございますでしょうか。

(加美男女共同参画課長)

はい、女性の管理職の割合を増やすというお話もありまして、令和2年度に実施した県民意識調査の中で、女性が管理職に昇進することについてという調査がありまして、その中では75%が賛成だと、肯定的な意見がありました。一方で女性リーダーを増やす障害というところで、今委員のお話がありましたように、家庭内の相互の理解や協力が十分でないということであることとか、長時間労働であるとか、あと例えば管理職になるところという危惧があるとか、いろんなことがあって、なかなか進んでいないという風な、意識調査の中ではそういう答えにはなっていました。我々としましては、先ほどからもお話がいくつか出ていた、企業における加速化クラスという制度をつくりまして、例えば女性管理職だけではないのですが、採用とか、ポジティブアクションに加えて、ワークライフバランスということで、いわゆる長時間労働、休暇の取得、それから男女が働きやすい職場づくりということで、職場の風土を変えていこうとか、環境整備をしようとか、そういった実効性のある、いわゆる数値目標を、企業の方に数値目標を上げていただいて、それに向かって実行していただくというような、そういった取組、企業の方の自主的な取り組みにはなりますけれども、そういったことをやっております。そういった企業をどんどん増やしていくことで、社会全体で、そういった機運が高まっていくということで、今現在、610くらいの企業が県内で取り組んでいただいているとそういう状況でございます。

それともう一つ、性暴力のお話も少しありましたので、その中で若い世代の性暴力の話なのですけれども、確かに10代20代という若い世代の性暴力が多いと、所長のお話にもありましたけれども、そういった状況があって、そういった若い世代の方が、要は、相談窓口にどうやってつなぐかという、周知啓発の話にはなりますけれども、若い世代の方がつなげるように、例えばDVでは興味をもってもらえるような漫画形式の啓発冊子を作成しまして、県内の高校生に配布しておりますし、若年層向けのDV予防セミナーという

のも各学校で実施をしております。性暴力に関連しましても、小中学高校生にリーフレット、今日お配りした中にもありますが、こういった小中高校生向けのリーフレットを配布をしておりますし、さらに保護者に対しましても、同じようなリーフレットを配布して、もしそういった被害があれば、ここに相談窓口を書いてありますし、もう一つショッピングモールとか、いろんなどころにも小さいカード式の、こういったカード式の小さい携帯できるような、こういったものも配布をしております。そういったいろんな相談窓口をいろんな手法で配布しながら、もしそういったことがあれば、すぐに相談してほしいということ、多くの手段を使って啓発をしているというところでございます。

(高橋委員)

女性相談支援センターの相談のことに集中して、皆様もそれだけご関心が高いのかと思います。数を見ましても、相談件数も増え、一時保護件数も増えということで、体制にいろいろ困難がありながらもご努力によって、案件が掘り出されてきているということはあるのかと思いますので、そうするとやはり、現場で働いてらっしゃる福祉士の方、心理カウンセラーの方、職員の方いらっしゃると思うんですけども、やはり体制をもっと、もっともっと拡充をしていくということが、やっぱり是非必要かと思えます。是非こういったデータを持って、人員の拡充、それぞれ働いてらっしゃる方をもっと手厚くすることの要望を、この男女共同参画の部局からも是非、出していただきたいと思うのがひとつ。

それから、あの申し訳ありません、やはりこの件に関連するのですが、今若年の方たちのことについてのいろんなご懸念、ご心配がありました、去年、久保委員も言及されたと思うんですが、男性からの相談はどのようでしょうか。身体的な暴力を直接受けるという形とはちょっと違いますけれども、言葉によるものであるとか、それからお子さんが前でそういった場面を経験してしまうとか。やはり、今までずっと、このDVの関係のアンケートをやりますと、女性の方が経験者というのは多いのですけれども、男性も一定数ありました。その部分、どういう風に対応するのかというのは、実はなかなか難しいことであろうかと思えますし、女性への対応とはまた違った形の対応などはあるのかどうか。ご本人だけではなくって、家族全体のサポートが必要な状況もあるかと思えます。例えばこの相談件数の中で、男性からの相談というものが、もしわかれば教えていただきたいのと、家族ぐるみ、子供も含めて、というようなサポートを受けたい場合の体制が、もしあれば教えていただきたいし、今後、可能でしたら考えていただきたい。おそらくやっぱりコロナの状況で、女性も男性も家庭の中に長時間いるということのマイナスの側面が出てきているのかなど。先ほど、労働のところで女性の賃金が下がったってということと、非正規が多いということとの関連性あったと思うんですが、検証するにはまた専門的な分析が必要ですが、こういったDV、家族の中の暴力にかかわる相談にももしかしたら、そういった背景があるとすれば、やっぱりコロナの間に特別に手厚いケアも必要かなと思いますので、そのあたりも、もしお考えなどあれば聞かせていただければと思います。すいません、ちょっと長くなりました。

(福村女性相談支援センター所長)

はい、DVに関しまして、男性からの相談というのはやはり一定数ございます。男性の方が相談においでた時には、女性の相談員を対応させるのか、男性の相談員を対応させるのかっていうところも、また相談内容等をお聞きしながら判断をさせていただいています。それと、子どもも巻き込んでというところですけども、これについては、私、児童相談所長も兼務をしています。児童虐待の部分も心理的な虐待、面前DVによる心理的虐待という件数が非常に多くなってきています。千葉の野田市の事件、東京目黒の事件等も背景にDVが隠れていた、そこから児童虐待で非常に重篤な死亡事例に至ったというような状況もございます。

こういうような事案を踏まえまして児童相談所と女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センターとの連携というものを強化すべきだということで、これは国の方もそういう視点で通知を出してきています。我々も特に、女性相談支援センターでDVの話聞いたときに、子供への影響がありそうなときには、児童相談所に虐待通告をさせていただいています。それをもって今度は児童相談所が対応にあたるというようなこともございますので、その辺の連携強化というところが非常に大切な部分ではないかなという風に感じています。

(高橋委員)

やっぱり、そういった複雑なケースも増えるかと思いますので、先ほどと繰り返しになりますが、児相と女性センター、両方の手厚い人員の体制のアップをぜひ強力で推し進めていただければと思います。ありがとうございます。

(八重澤会長)

ほかにどうでしょう。あと、浅野委員がおっしゃったことの中には、県では限界があるものがいくつかございまして、例えば国全体の仕組みを変えてしまわないとどうしようもないものもありますので、県は県でやれるところまではやられると思いますので、扶養の問題だとか、それはまた財務省の問題であったり、夫婦別性の問題であったり、いろいろありますんでね。その中でも、若手が活躍しているのが石川県だということですね。

他にはどうでしょうか。

(谷田委員)

すみません。公募委員の谷田と申します。今日はありがとうございます。浅野委員の先ほどの質問とかぶるかもしれませんが、私の方でちょっとご提言をさせていただきたいんですけども、今ほど委員長がおっしゃられました、国の方、あるいは県の方の施策がなかなか私も市町の男女共同参画推進委員というのをやっておりますけれども、なかなか伝わってこないというのが実感なんです。で、推進員をやっております、じゃあ一般の方々に、もっとこの男女共同参画というものをどうして広めたらいいんだろうか、そういうことも常々みんなで考えるんですけど、なかなかいい方法がない。数字もなかなか

か上がって来ないといった時に、じゃあ県はどうなんだろうと思って、今日いただいた資料の中にもありますけれども、全く毎年同じような数字が上がってきている。これについてどのような解決策があるのかなというところが、すごく疑問なんです。先ほど委員長がおっしゃられましたけれども、今いいプログラムを作られているとおっしゃられていたんで、それがどのような効果が見えてくるのかなといったことも心配なんですけれども。本当に具体的に何か、もっと下の市町に下りるような、具体的な案を教えていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

(八重澤会長)

大きな難しい問題かもしれません。ちょっとこちらで指定させていただきますと、菅村委員、今日が合ったので、菅村委員はずっと推進委員をされていますよね。そして私が見た限りでは、大学に来て授業を担当してくださったりとか、すごく男女共同参画意識を定着させるような工夫をされていたように思うんですが、その中で今突然指名したので、思いつくものを1つ、意見はございませんですかね。

(菅村委員)

私思うんですけど、いい妙案があったらもう解決しているんじゃないかと思います。わざわざジェンダー平等を言わなくても、そういう意識、ここにある小学校からいろんな冊子、夢風船とか、しながらやっぱり、そういう意識をされている子どもがずっと育ってきていると思うんですけども、ただやっぱりなかなか、社会に出て、いざとなると。この、このパンフレット (Let' s Try トモ活) の中にある、これがちょっと見やすかったので、「家庭生活における意識は変わってきています。あなたはどう思いますか？」というこの質問のところに、年々「どちらともいえない」、これが増えてきているのはいったいどういうことなのかなと、最近すごく思うんです。やっぱり考え方が、ひょっとして前の考えよりも変わってきているのではないかなと思います。どちらでもないというその原因はなんだろうって私は知りたいと思うんです。

(八重澤会長)

なるほど。つまり、どっちも正しいんじゃないかと思うということ。

(菅村委員)

そうそう。すごく宙ぶらりんでしょう。だからそこをやっぱり、ちゃんと突き詰めていかないと、なかなか解決できないんじゃないかなと思います。これがどんどん増えているので、すごく気になっているんです。平等意識も半分くらいに上がってきているけれども、ここはどうなんだろう。これからの若い人も含めて、考えていかなきゃいけないかなと思っています。はい。

(八重澤会長)

わかりました。ちょっと話が関連していますから、よろしいですか。

(谷田委員)

はい。

(八重澤会長)

事務方のほうで、なにか、こうした問題について、こういう取組はどうだったんだろうかとかの意見、あるいは委員の方で、おそらくこうなんじゃないかしらとか思われる委員の方いらっしゃいますか。

(早川委員)

今の質問というかコメントに、つながっているかどうかわかりませんが、たまたま、今委員会に来るまでに聞こえていた番組が、「女性のことを男性はあまり科学的にわかっていない」との話題だったんです。これから制作するテレビドラマで、「ここに女性の生理用品をセットしよう」ということで、アシスタントの男性が「おまえ買ってこい」と言われ、見たことも買ったこともなく、よくわからないまま勧められて、袋一杯買ってきて、さて、自分は性教育というものを生まれてこの方、しっかりと理解していないまま大人になってしまったと気がつきます。女性の生理の悩みやふるまいをどう見るか。生理が来たとか話題になって、なんだろうと思っていると、「お腹が痛い」とか、何にもわかっていないと言うことが今わかったという放送だったんです。日本人は世界の目から見ると、本当に恥ずかしがり屋さん。なんで、こういう話をすると、なかなか恥ずかしいので、避けられたり、後でねとか。結局は科学的に理解しないまま大人になって、結婚してというようなことも、まだまだあります。なぜ恥ずかしがるのかわからないんですけれど、こういう文化を抜きにしては語れないんじゃないかなって思いました。性教育はすごく大事で、じゃあどうするのって、振られた先生方は、きっとお困りになると思いますけれども。きっと外国の事例もあるでしょうから、いろいろお聞きになったり、見たりして、サイエンスで理解してほしいと希望しています。

(八重澤会長)

はい、ありがとうございます。まだまだ、これまでやってきたものをこれからどんどん発展させたり、未知の領域に踏み込んだりする余地はたくさんあって、やりがいがありますね、この審議会は。もうそろそろ時間になるでしょうか。本当にいつもいつも、ここはたくさんの意見をいただいて、私はただ交通整理をさせていただくのですが、今日初めて来てくださった方に、感想でもいいですし、もしよろしければ一言いただいてよろしいですか。ありがとうございます。では作田委員。

(作田委員)

人権擁護委員という立場からいいますと、私たちは法務省の管轄で行っていますけれども、正直言ったら全くパターンが一緒ですね、やり方が。こういうリーフレットを小学校、中学、高校へ配っています。私たちも、人権擁護委員として、出前講座もやっています。あとは問題が起きたら、相談所とか弁護士会とか、いろんなところを勧めています。要は水先案内人という立場で行っています。そうなるってくると私は思うんですけど、法務省の管轄ですけど、こちらは内閣府ですかね。その辺が今やっぱり縦割り。もうちょっと横のつながりで対処すべきだと思うんですが。県も市町の方も、もうちょっと縦横のつながりをもっとやれば、もっといい知恵が出るんじゃないかと思っています。私も経営者でもありますけれども、男女格差というのは、これはなんとかしないといけない。これはやっぱり、家庭の問題です。まず男性はもっともっと、育児とか家事とか積極的にやるような、社会的に意識改革をしないとイケない。PRがまだまだ足りない日本社会は。これをもっと、マスコミを通じてもっとやるべきだと思います。でないとなかなか、この表だけでどうのこうの言っている、正直進歩がないです。ほんとに思うんですよ。そのためにはマスコミ等を含めてやっていただく。それと、子どもの時から男女共同参画の意識付けはすべきです、小学校の段階から。そうすればもっともっと変わって行くと思います。ですから横のつながりでやっていきましょう。

(八重澤会長)

よろしく申し上げます。では、高田委員。

(高田委員)

男女共同参画、うちの病院ではもうこの言葉はやめました。時代遅れだということで、もっと男女ともが仕事を楽しくするところが非常に大事になってきました。医療の現場では、既に男女共同参画はほぼ確立されてきています。女性も3分の1になっていますし、管理職等もほぼ男女平等の形です。だいたい試験をすると女性の方がたくさん昇進するという形で。金沢大学でも、僕が所属していた保健学科だけが、唯一女性が多いという職場でしたし。僕が一番最近感じているのは、いかに若い人たちにモチベーションを上げさせるかというのが今一番大事なことで、そこで男女共同参画というのができてくるんじゃないかなと思うんですね。病院なんかでは逆に、看護師さんなんかは男性看護師をどう活躍させるか、逆の問題ですね、が起こってきています。それから、児童虐待の問題と、これからおそらく高齢者虐待というのがすごく大変な問題で、もう高齢者をどこに隠すとか、そういうことが起こって、親の面倒を見られない子どもたちがたくさん出てきている。病院の印象としては、児童虐待よりも高齢者虐待の方が深刻といいますか、数が多いですね。年金も全部取り上げて、ゴミ箱の中に暮らすという、その問題もこれから大事になってくるんじゃないかなと思うんで、多分どんどん職業環境が変わってくる中で、モチベーションが変わってきて、男女共同参画が出来るんで、なかなか形だけ与えてもうまくいかないんじゃないかなと思っています。

(八重澤会長)

どうもありがとうございました。まだまだご発言されたい方がいっぱいいらっしゃると思うんですが、そろそろタイムリミットがありまして、他にないようでしたら、他にあるんです、ありながら我慢をさせているんですけれども、一応はここで本日。

(中村委員)

ひとつだけよろしいですか。

(八重澤会長)

いいですよ、どうぞ。

(中村委員)

先ほどから、家庭の問題が言われていて、それは当然そうだと思うんですけれども、小規模な企業の中で育休を取ってもらうことに非常に代替の職員を用意することが難しいという問題で、やってあげたいけど出来ないという、大きい企業であれば別だと思うんですけれども、そういう視点もぜひ忘れずにしていただければと思います。

(八重澤会長)

一応これで、本日予定していた内容がすべて終了したといましましょう。各委員の多大なご協力に感謝申し上げます。進行を司会の方に、事務局に戻させていただきます。

(酒井県民文化スポーツ部長)

本当に幅広い観点からご意見をいただきまして、ありがとうございました。私も普段気付かない点に、今日のご意見とか、気付かされたことが多々ありました。男女共同参画課で、この審議会を管理させていただいておりますけれども、まさに今ほどお話があったように、例えば企業における賃金の話、今ほどあった小規模なところの育休の話、また、私は石川県は待機者がゼロだと思っていましたけれども、やっぱり現実的に、委員からありましたように、なかなか入所が難しいようなケースもあるということも起きている。なかなか我々の部局だけでなく、商工行政であったり福祉関係であったり、また特に若い頃からの教育、それから幅広い啓発、県の中でもいろんな部局と連携していかないといけない課題だと思います。一向に解決できていないというご指摘もございましたけれども、今ほどのようなご意見をいただきながら、少しでも前に進んでいけるように、よりよい形にしていきたいと思います。本日はありがとうございました。

(大滝男女共同参画課参事)

以上をもちまして、令和3年度石川県男女共同参画審議会を終了させていただきます。